

施策目標個票

(国土交通省30-34)

施策目標	地籍の整備等の国土調査を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 主要業績指標127については、目標達成に向けて順調に推移しているが、主要業績指標126については、目標に近い実績を示していないため、「④進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	主要業績指標126については、平成30年度には実績値が52%となったが、令和元年度までの目標(57%)に照らすと、目標達成に向けて今後一層の取組が必要である。 主要業績指標127については、平成30年度の実績値が95.8%となっており、令和元年度までの目標100%に向け、順調に進展している。
	次期目標等への反映の方向性	主要業績指標126については、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、市町村等による地籍調査への支援のほか、国直轄の基本調査の実施、国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。また、2020年度から始まる次期十箇年計画策定に向けて必要な検討を進めており、具体的には、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、現地調査等の手続きの見直しや都市部・山村部における地域の特性に応じた新たな調査手法の導入などの国土調査法等の見直しを行うこととしている。 主要業績指標127については、目標達成に向け引き続き推進していく。

業績指標	126 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合*	初期値	実績値					評価	目標値
		H21年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
		49%	51%	51%	52%	52%	52%	B	57%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	127 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
40.3%		77.0%	83.8%	88.5%	92.8%	95.8%	A	100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-				

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	11,684	11,457	11,357	13,428	
		補正予算(b)	3,260	2,800	2,970	-	
		前年度繰越等(c)	2,670	2,880	3,059	-	
		合計(a+b+c)	17,614	17,137	17,386	13,428	
	執行額(百万円)	14,483	13,823				
	翌年度繰越額(百万円)	2,880	3,059				
	不用額(百万円)	251	255				

※平成28年度以降の予算額・執行額等には、社会資本整備総合交付金等を含む。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	地籍整備課長(高藤 喜史)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------	--------	---------------	----------	--------

業績指標 126

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合*

評 価

B

目標値：57%（令和元年度）
 実績値：52%（平成30年度）
 初期値：49%（平成21年度）

（指標の定義）

地籍調査対象面積（286,200 k㎡）に対する地籍調査実施地域の面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）の割合

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）においては、地籍調査対象面積（286,200 k㎡）のうち、地籍調査の未実施地域（146,147 k㎡）を対象とし、大規模な国・公有地等の優先度が低いと想定される地域以外の地域を優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000 k㎡）として整理している。その地域のうち、令和元年度までに地籍調査を実施する予定の地域として約21,000 k㎡を位置づけており、それに加え、地籍調査に準じる指定を受けた面積を想定し、目標値とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- 国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）
- 国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 平成30年7月13日一部変更）
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。（第2の2都市再生に関する施策の基本的方針）
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更）
 - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（7（2）③シ）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）
 - ・復興事業と連携した地籍整備の促進（第1部1.（4））
 - ・土地境界が不明確になった地域における地籍情報の復旧支援事業と連携した地籍整備の促進（第1部2.（1）④）
 - ・国土の実態を適正に把握するため、（略）地籍整備の推進等を行う（第2部1.（3））
 - ・国民が継続的に正確な位置情報を利用できるよう、（略）土地境界等を明確にしておくための地籍整備を推進する（第2部3.（1）①）
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（略）所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針（※）等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。（第3章2.（2）②）
 - （※）「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）
- 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）
 - ・（「経済財政運営と改革の基本方針2019」の記載と同様）
- 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）
 - ・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。（第3章2（12））
- 防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）
 - ・地籍調査緊急対策（第3章I（1））

【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）「第2章に記載あり」

【その他】

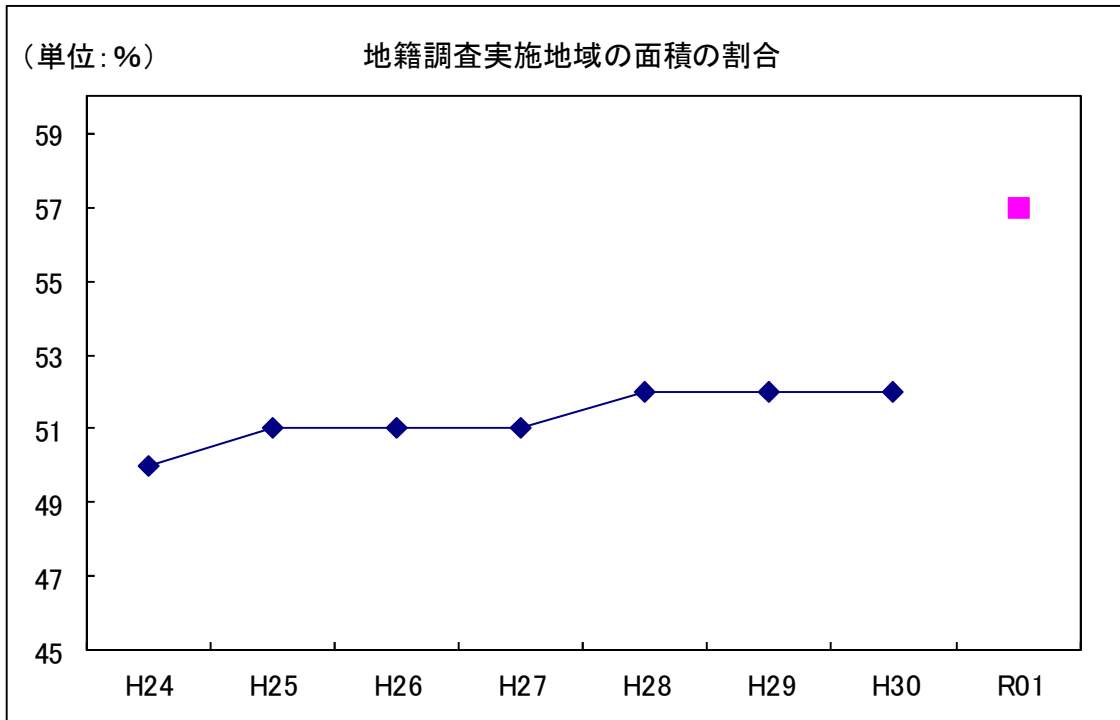
- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）

・土地の境界の明確化を推進する（５（１）③（iv））

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和元年６月１４日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

・土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、本年２月の国土審議会のとりまとめを踏まえ、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し、都市部における公物管理者等と連携した官民境界の先行調査や、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入など、調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等について、今後、法改正に向けた作業を進め、令和２年度から始まる第７次国土調査事業十箇年計画の策定とあわせ、国土調査法等の見直しを行う。（３）

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
5 1 %	5 1 %	5 2 %	5 2 %	5 2 %



主な事務事業等の概要

①地籍調査（◎） 平成 29 年度予算額：10,800,000 千円、平成 30 年度予算額：10,800,000 千円

※平成 29 年度予算額のうち 4,000,000 千円、平成 30 年度予算のうち 4,600,000 千円は社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は国土調査法等に基づいて実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるもの。主な実施主体は市町村であり、国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する（市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 となっている）。地籍調査の実施により土地の境界を明確にすることは、大規模災害に備えた事前防災対策の推進、被災後の復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に資する。

②基本調査（◎） 平成 29 年度予算額：390,000 千円、平成 30 年度予算額：200,000 千円

基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施する。都市部では官民の境界情報（道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報）を調査し（都市部官民境界基本調査）、また、山村部では、主要な土地境界情報（三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報）を調査する（山村境界基本調査）。基本調査の成果は、後に市町村等により実施される地籍調査の基礎情報として活用され、地籍調査の一層の促進に資する。

③地籍整備推進（◎） 平成 29 年度予算額：124,000 千円、平成 30 年度予算額：148,800 千円

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定する制度の活用により、地籍調査以外の測量成果を地籍整備に積極的に活用する。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成22年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

④基準点測量等（◎） 平成29年度予算額：61,786千円、平成30年度予算額：61,596千円

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず、効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施する。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることができ、地籍整備が一層促進される。

⑤ICTを活用した地籍調査の効率化（◎） 平成29年度予算額：-千円、平成30年度予算額：69,500千円

都市部においては、都市開発や防災対策等の観点において、地籍整備を早急に実施する必要がある、近年進展しているICT等の新たな技術を活用することで、官民境界の先行調査や地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査を実施するための環境整備を行い、都市部の地籍調査をより一層推進する。

⑥土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）（◎） 平成29年度予算額：181,585千円、平成30年度予算額：176,075千円

被災地における地籍調査の成果を最大限に活用しつつ、復旧・復興の迅速化が可能となるようにするため、以下のとおり自治体を支援する。

地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援

地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援

地籍調査が未実施の地域 国直轄による官民境界調査や市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成30年度末には進捗率が52%となったが、令和元年度までの目標（57%）に照らすと、目標達成に向けた状況は順調でなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要である。

（全数286,200km²、現状（平成30年度末時点）149,477km²）

（事務事業等の実施状況）

① 地籍調査

・インフラ整備や防災対策、都市開発等の推進の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的な土地境界等の整備を推進した。

・地籍調査費負担金による地籍調査事業のほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業（社会資本整備総合交付金における関連事業）により、社会資本整備に先行等して地籍調査を実施することで、政策効果の高い地籍調査を推進した。

② 基本調査

・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を以下のとおり推進した。

都市部：特に南海トラフ地震に伴う津波浸水被害想定地域等の地籍調査の必要性が高い地域で、都市部官民境界基本調査を優先的に実施

山村部：土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、三筆境などの主要な境界情報を整備

③ 地籍整備推進

・国土調査法第 19 条第 5 項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進した。

④ 基準点測量等

・地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。なお、平成 29 年度より、G N S S 測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入した G N S S 測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進した。

⑤ I C T を活用した地籍調査の効率化

・個々の土地取引や民間開発事業等で作成される地籍調査以外の民間測量成果等を蓄積・共有するためのシステムを構築した。

⑥ 土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）

・被災地における地籍調査の実施状況に合わせ、測量成果の補正の実施を支援するなど、被災自治体の早期復興に貢献した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 3 0 年度末では進捗率が 5 2 % となっているが、令和元年度までの目標（5 7 %）に照らすと、目標達成に向けた状況は順調ではなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要であるため、B と評価した。

地籍調査は、土地所有者の立会いによる筆界の確認や高精度の測量等を行うため、相当程度の時間・費用を要する性質のものであるが、人口減少・高齢化の進展により所有者不明土地問題が顕在化する中で、土地所有者に現地での立会いを求めて確認を行うことが、今後困難となっていくことが予想される場所である。

また、財政事情の深刻化、地方公共団体の実施要望の増加等の予算上の課題や、都市部における複雑な権利関係等による境界調査の長期化、山村部における土地所有者の高齢化・不在村化などの課題により、地籍調査を円滑に実施することがこれまで以上に難しい状況となっている。

このような状況の中、引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、市町村等による地籍調査への支援のほか、国直轄の基本調査の実施、国土調査法第 1 9 条第 5 項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。

また、2020 年度から始まる次期十箇年計画策定に向けて必要な検討を進めており、具体的には、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、現地調査等の手続きの見直しや都市部・山村部における地域の特性に応じた新たな調査手法の導入などの国土調査法等の見直しを行うこととしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局地籍整備課（課長 高藤喜史）

業績指標 127

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積*

評価

A	目標値：100 %（令和元年度） 実績値：95.8 %（平成30年度） 初期値：40.3 %（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

土地分類基本調査の対象面積（人口集中地区及びその周辺を対象とした区域 18,000k m²に対する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施面積の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において、土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 18,000km²を対象に調査することとしている。平成22年度より、国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和元年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）「第2部1.（1）①に記載あり」

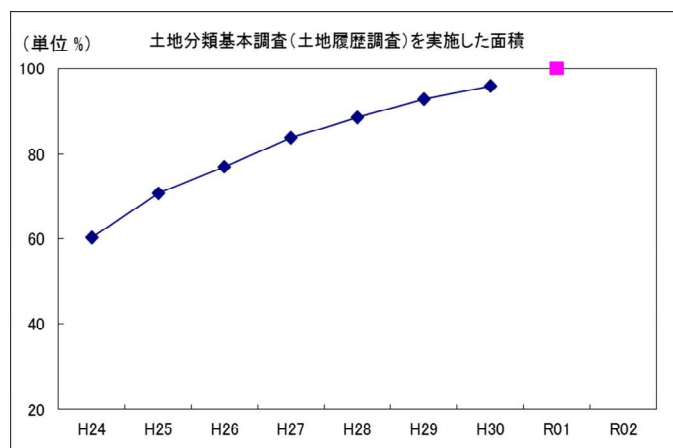
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
60.9	70.7	77.0	83.8	88.5	92.8	95.8



主な事務事業等の概要

○土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施

土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等の土地の成り立ちに関する調査を実施し、インターネットで広く一般に提供することで、土地の安全性に関わる基礎的な情報として土地利用計画等の策定、防災対策等に資する。

予算額：37百万円（平成29年度）

35百万円（平成30年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 25 年度までに人口集中地区が集中する三大都市圏の調査を実施したことにより実施面積としては大幅に進捗したが、平成 26 年度以降は地方圏を中心に調査を実施しているため、平成 25 年度以前と比較して進捗は小幅になっているが、このままの推移を維持できれば目標年度の目標値の達成が見込まれ、進捗状況は順調である。

(全数 18,000km²、現状(平成 30 年度末時点) 17,237km²)

(事務事業等の実施状況)

平成 30 年度は、南海トラフ地震の災害想定地域に位置する高知地区及び沼津地区を対象として、人口集中地域の分布に加えて、過去の災害発生履歴などの災害リスク等も考慮した実施範囲を設定し、調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 30 年度の実績値が 95.8%であり、計画どおり順調に推移している。また、今後は大規模な災害が想定されている地域の優先化など、社会的ニーズを踏まえて事業を効果的に実施することとし、「A」と評価した。

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土政策局国土情報課(課長 松家 新治)

関係課：